

別記

非常用自家発電設備保守点検業務仕様書

非常用自家発電設備保守点検業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。
消防法、同法施行規則の規定に基づき、非常自家発電設備の機能を完全に維持するよう保守点検するものとする。

1 対象施設及び装置

	岩手県立総合教育センター	岩手県立生涯学習推進センター
所在地	花巻市北湯口第2地割82番1	花巻市北湯口第2地割82番13
型式	株式会社東京電機 TKGP320KH	ヤンマーオートパッケージ YAP140E
発電機定格電圧	6,600V	200V
発電機定格出力	300kVA	115kVA
エンジン機関	ディーゼル機関	ディーゼル機関
使用燃料油	軽油	A重油

2 点検時期

(1) 保守点検

自家発電設備点検基準（別表）により、機器点検と総合点検に分け実施するものとする。

なお、点検回数は、機器点検にあつては6か月に1回（6月及び12月）、総合点検にあつては1年に1回（12月）行うこととし、点検時期は協議の上定めるものとする。

(2) 随時点検

必要の都度行う。

3 点検結果報告

業務終了後、次の事項について記載した保守点検業務報告書（様式任意）及び作業状況写真を提出するものとする。

- (1) 点検者の所属・氏名
- (2) 点検業務の内容とその良否
- (3) 点検後の所見
- (4) その他必要事項

4 保守点検に要する部品等のうち下記の物品及び取替費用は、本契約金額に含むものとする。

- (1) 発電機制御盤等の各種表示ランプの電球
- (2) 各種ビス類、ヒューズ類、パッキン類
- (3) バッテリーの補給用蒸留水
- (4) 清掃用洗剤、ウェス類
- (5) 軸受補給用グリース・潤滑油（補充分）
- (6) 保守点検に必要な工具、測定器等

5 契約締結後速やかに以下の資格について資格証の写しを添付して報告すること。

なお、変更が生じた場合、速やかに報告すること。

- (1) 消防設備士（甲種第1類）又は消防設備士（乙種第1類）若しくは消防設備点検資格者（第1種）
- (2) 自家用発電設備点検技術者（保全部門）